

スマートIC周辺準備会が 結成されました

3月19日、(仮称)つくばみらいスマートIC周辺地区土地区画整理組合設立準備会が結成され、準備会会長となった秋田政夫氏から、準備会結成届および技術支援要請書が提出されました。

(仮称)つくばみらいスマートIC周辺地区は、本市の魅力を発信する新たなエリアとして、広域的な賑わいを創出するための「新産業・交流地域」として位置づけられています。準備会では、本地区の位置づけを踏まえ、土地区画整理事業に関する調査・検討を行い、関係権利者による合意形成を推進し、土地区画整理組合の設立に向け事業を進めます。



左から稲見三枝子副会長、小田川市長、秋田会長、本多定世副会長

☎ 谷和原庁舎プロジェクト推進課 (内線 5504)

企業版ふるさと納税を 頂きました

3月31日、自動制御機器製品の製造加工および販売などを行い、市内に研究開発拠点を持つSMC(株)から、令和3年度に引き続き、企業版ふるさと納税の寄附を頂きました。

頂いた寄附金は、教育環境の充実に関する事業に活用しました。

☎ 伊奈庁舎企画政策課 (内線 1206)

6月1日から7日まで 「水道週間」です

水道週間は、皆さんに水道についての理解と関心を深めていただくために設けられています。令和5年度のスローガンは「水道水 安心・安全 これからも」です。この水道週間に、改めて水道について考えてみませんか？



出典：(公社)日本水道協会

☎ 谷和原庁舎上下水道課 (内線 5308)

6月は 不法投棄防止強化月間です

しない、させない、許さない

ごみの不法投棄は犯罪です。不法投棄している現場を見かけたら、不法投棄110番へ！(0120 - 5 3 6 - 380)

▶受付：平日午前8時30分～午後5時15分(受付時間外は警察まで)

不法投棄を防止するために、土地の所有者・管理者の皆さまは、土地の見回りや柵の設置などを行うなど、自主防衛に努めるようお願いします。

☎ 谷和原庁舎生活環境課 (内線 3306)

「みんな知ってる？電波の 不正利用は犯罪なんだよ！」

6月1日(木)から10日(土)は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。

電波のルールはみんなで守りましょう。

☎ 総務省関東総合通信局

○不法無線局による混信・妨害

☎ 03 - 6238 - 1939

○テレビ・ラジオの受信障害

☎ 03 - 6238 - 1945

6月1日は 「人権擁護委員の日」

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています。

人権擁護委員は、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間人です。地域の皆さんからの人権相談を受け、悩みを解決するお手伝いをしたり、人権侵犯の被害者を救済したり、地域住民の皆さんに人権について関心を持ってもらえるよう、さまざまな啓発活動を行っています。この制度は、官民一体となって人権擁護活動を行うことが望ましいという観点から設けられた制度で、諸外国には例を見ないものです。現在、約1万4,000人の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されています。

■各種人権相談窓口

①みんなの人権 110番

☎ 0570 - 003 - 110

②こどもの人権 110番

☎ 0120 - 007 - 110

③女性の人権ホットライン

☎ 0570 - 070 - 810

④インターネット人権相談

<https://www.jinken.go.jp/>

▶相談受付日時

①～③：月～金曜日(祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

④：毎日24時間

☎ 伊奈庁舎社会福祉課 (内線 4108)



お知らせ

募集

手続き・申請

相談

☆イベント